

## ビバハウスの名誉回復～犬は吼えても歴史は進む～

創設10周年はビバハウスにとって、様々な意味で記念すべきことが多々あったが、中でも最も誇りになり、うれしいことは、かつて全く何の根拠もなしに、一方的な誹謗と中傷によって、俊子の余市町中央公民館での講演の取材も済み掲載予定の原稿が突然没にされた経過のある、北海道民主医療機関連合会機関誌・「ほっかいどう民医連」の9月23日号にビバハウスの活動紹介の記事が丸1面を使い、写真入りで大きく紹介されたことである。（同文の記事が、道社会保障推進協議会機関誌10月号にも掲載された。）今回の取材を通じてもいっそう明確に原因がつかめたが、これは現職の余市町議会議員であり、当時勤医協余市診療所の社員支部長も勤めていた人物のクレームで、「ビバハウスは農地法違反をしている。ビバハウスの記事を民主的な新聞に載せることは、許されない。」との申し入れが民医連にあったため掲載を取りやめたとの事であった。

当時掲載予定と連絡を受けた号に記事が載らなかったのも、尚男が民医連に問い合わせたが、責任者不在などの理由で、全く要領を得なかった。ただし、はっきりと思い当たることはあった。それ以前に、余市町の農業委員会事務局長より、手紙が来て、同議員が「新婦人新聞」の、俊子が「将来農業体験型のフリースクールを作りたい。」と発言した記事を持ってきて、「これは農地法違反ではないか」と質問されたが、私には答えられないので、記事を同封しますとの連絡があったからだ。ビバハウスでは、農地に建てた建物などは全くないので、いろいろ確かめてみると、当時勤医協余市診療所の職員で、ビバハウスに住み込んで、HPの立ち上げなどのボランティアをして下さっていたYさんが、退職後障害者のための共同作業所を創りたいので農地を斡旋してほしいとの依頼にこたえて、尚男が町内山田町に斡旋してあげた土地のことであることが分かった。将来共同作業所用にも使えるということで、Yさんと合意の上で、ある建設会社の緊急に立ち退かなければならない大型鉄骨倉庫をビバハウスが農地内の豚舎跡の宅地に移設した。これが、「ビバハウス農地法違反事件だったのだ！」残念だったのは、この議員からはただの一度も、この件について直接の質問も問い合わせもなかったことだ。今日に至るも一遍の弁明も謝罪もない。

同じ捏造を基に、取材も終わり掲載予定の記事が取り消されたのはこれだけではなかった。赤旗日曜版2006年の新年をカラーの見開きで飾るはずの記事も、突然取り消された。ビバに泊まり、食事を共にした若い記者の釈明もしどろもしどろだった。あの時数百万の日曜版読者が第1回目の時のようにビバの記事を目にしていれば、何人の若者が救われただろうかと今でも悔やまれる。